

第2章 指定給水装置工事事業者申請等に係る様式集

指定給水装置工事事業者が指定を受けようとする場合や指定を更新する場合等を行う申請等については管理者が定める所定の申請書で提出しなければならない。

【主な関係法令等】業者規程第4条・第7条・第11条

(解説)

指定給水装置工事事業者が指定や変更等に関する申請等を行う場合は、管理者が定める所定の申請書等で提出しなければならない。また、申請等の内容に応じて添付書類が異なるため留意すること（詳細は、2-5-1 “指定給水装置工事事業者の申請及び届出に関する手続”を参照）。

表-3.2.2.1 指定申請等に係る様式一覧

| 様式番号  | 申請書名称                  |
|-------|------------------------|
| 様式第一  | 指定給水装置工事事業者指定申請書       |
| 別表    | 機械器具調書                 |
| 様式第二  | 誓約書                    |
| 様式第三  | 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書    |
| 様式第十  | 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書   |
| 様式第十一 | 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書 |
| —     | 指定給水装置工事事業者指定証再交付申請書   |
| —     | 指定給水装置工事事業者指定・更新時確認書   |